

令和6年度 吹田市留守家庭児童育成室会計年度任用職員
 看護師（健康管理、医療的ケア）募集要項

【看護師（健康管理）】

募集職種	看護師（看護師免許が必要）
主な業務内容	留守家庭児童育成室に登室する児童の健康管理
勤務場所	①吹田市立 高野台小学校 の留守家庭児童育成室（学童） 住所：大阪府吹田市高野台2-16-1 <small>※児童の入室状況に応じて他の小学校の留守家庭児童育成室での勤務をお願いすることがあります。</small> ②吹田市立小学校内 の留守家庭児童育成室（学童）
勤務日	週5日、又は、週2～3日程度 <small>※公務のため緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務をお願いすることがあります。</small>
勤務時間	【通常授業日の月曜～金曜】 13時00分から18時30分までのうち所属長が指定する時間 【第4土曜日、春・夏・冬休み期間の月曜～金曜】 8時30分から18時30分までのうち所属長が指定する時間 <small>※その他小学校の時間割に応じて午前中の勤務もあります。</small>
報酬	時給 1,472円（地域手当含む） <small>※昇給制度あり。</small>
諸手当等	期末手当、勤勉手当、時間外勤務報酬、通勤費（1か月上限55,000円）の支給あり。特定退職金共済制度（事業主負担）及び吹田市勤労者福祉共済制度への加入あり。
社会保険等	【週5日勤務の場合】 健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険等に加入。 【週2～3日程度勤務の場合】 労災保険に加入。
休暇	任用期間等に応じて年次有給休暇等を付与します。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
任用期間	任用日から令和7年3月31日まで <small>※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行う場合があります。</small>
その他	任用時は全て条件付き任用とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。

※名簿登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありませんので、あらかじめ御了承ください。

【医療的ケア看護師】

募集職種	医療的ケア看護師（看護師免許が必要）
主な業務内容	医療的ケアを必要とする児童の医療的ケア行為及びサポート業務
勤務場所	①吹田市立 藤白台小学校 の留守家庭児童育成室（学童） 住所：大阪府吹田市藤白台3-3-1 ※児童の入室状況に応じて他の小学校の留守家庭児童育成室での勤務をお願いすることがあります。 ②吹田市立小学校内 の留守家庭児童育成室（学童）
勤務日	週5日、又は、週2～3日程度 ※公務のため緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務をお願いすることがあります。
勤務時間	【通常授業日の月曜～金曜】 13時00分から19時00分までのうち所属長が指定する時間 【第4土曜日、春・夏・冬休み期間の月曜～金曜】 8時00分から19時00分までのうち所属長が指定する時間 ※その他小学校の時間割に応じて午前中の勤務もあります。
報酬	時給 1,598円（地域手当含む） ※昇給制度あり。
諸手当等	期末手当、勤勉手当、時間外勤務報酬、通勤費（1か月上限55,000円）の支給あり。特定退職金共済制度（事業主負担）及び吹田市勤労者福祉共済制度への加入あり。
社会保険等	【週5日勤務の場合】 健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険等に加入。 【週2～3日程度勤務の場合】 労災保険に加入。
休暇	任用期間等に応じて年次有給休暇等を付与します。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
任用期間	任用日から令和7年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行う場合があります。
その他	任用時は全て条件付き任用とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。

※名簿登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありませんので、あらかじめ御了承ください。

【登録できない方】

以下の欠格条項のいずれかに該当する方は登録できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【登録手続方法】

- ・吹田市 HP から電子申込システムを利用し、申込を行ってください。
- ・下記の間合せ先に持参、郵送にて提出することもできます。所定の登録票に写真を貼付し、必要事項を記入し、看護師免許証のコピーを添えて提出してください。郵送の場合は、封筒に朱書きで「会計年度任用職員登録票在中」と御記入ください。
- ※ 所定の登録票については、吹田市放課後子ども育成室 HP からダウンロードいただき印刷するか、下記の間合せ先に連絡していただければ、郵送にてお渡します。

【採用までの流れ（一例）】

- ① 吹田市放課後子ども育成室 HP の電子申込システムを利用し、申し込みます。
- ② 名簿登録後、面接対象の方へ担当から連絡が来ます。
- ③ 業務説明を受け、個人面接の上で、採用となります。

【名簿登録に関する注意】

- ・任用までに、任用することに相応しくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ・日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。
- ・任用までに関係条例、規則等が改正された場合は、その定めるところにより変更します。
- ・この登録は令和7年3月31日まで有効です。

【この登録に関するお問合せ先】

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室
担当：管理・運営グループ（人事担当）
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
TEL：06-6384-1599 FAX：06-6380-6771
Mail:houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

市 HP の QR コード

